# 学 則 等

#### ア 設置目的

第2条 本校専攻科は、教育基本法および学校教育法の精神に則り、高等学校を卒業した者、又はこれ と同等以上の学力があると認められた者に対して、高等職業教育を施し、高度な専門性を身に付 け、社会に貢献できる人材を育成することを目標とする。

#### イ 名称

第1条 本校専攻科は、秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科と称する。

#### ウ 位置

第3条 2 本校専攻科は、秋田県湯沢市湯ノ原二丁目1番1号に置く。

#### 工 修業年限

第3条 本校専攻科に介護福祉科及び生産技術科を置き、修業年限は2年とする。

# 才 生徒定数、学級数

第11条 入学定員は、次のとおりとする。

介護福祉科 20名

#### カ 養成課程及び履修方法

※教育課程表参照

※「単位の修得、進級・修了の認定に関する規程及び成績評価規程」より

第1章 科目等の履修

(履修の認定)

- 第1条 各科目の履修の認定は、次の各項に基づいて行う。
  - (1) 介護福祉科においては、基礎科目については出席時数が、授業時数の3分の2以上である場合に、専門科目については出席時数が「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号(別表第5)に定める時間数の3分の2(ただし、介護実習については5分の4)以上である場合に、当該科目の履修を認定する。

#### 第2章 単位の認定

(単位の認定)

第2条 各科目の履修が認定され、かつ学習評価がC以上の場合、その科目の単位の修得を認定する。

第3章 進級の認定

(進級の認定)

第4条 学校が定める教育課程にしたがって、当該学年のすべての科目の単位を修得した場合、進級を 認定する。

## キ 学年、学期及び授業を行わない日

- 第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
  - 2 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日 から 9月30日まで

後期 10月1日 から 3月31日まで

(休業日)

- 第6条 休業日は、次のとおりとする。
  - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (2) 日曜日及び土曜日
  - (3) 学校創立記念日 10月1日
  - (4) 春季休業日 4月1日から4月4日まで及び3月22日から3月31日まで 14日間
  - (5) 夏季休業日 7月22日から8月20日まで 30日間
  - (6) 冬季休業日 12月11日から1月13日まで 23日間
  - (7) 前各号に定めるもののほか、校長が特に必要と認める日
  - 2 校長は、教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業 日に授業を行うことができる。

# ク 入学時期

- ※「秋田県高等学校学則」より
- 第7条 生徒の入学の時期は、学年の始めから30日以内(学校教育法施行規則第104条第3項の規定により入学を許可された者にあっては、校長が定める日)とする。
  - 2 生徒募集に関する期日、人員その他生徒の募集に関し必要な事項は、教育委員会が定め、毎年 あらかじめこれを公告する。

#### ケ 入学資格

第12条 専攻科に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところ により、これと同等以上の学力があると校長が認めた者とする。

#### コー入学者の選考

- ※「秋田県高等学校学則第8条」に基づく
  - 校長は、入学を志願する者に対し、選抜の上、入学を許可する。
  - 2 前項に規定する選抜は、高等学校等から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための筆 記検査の成績等を資料として行う。
  - 3 筆記検査等は、教育委員会が行い、その実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### サ 入学手続

- ※「秋田県高等学校学則」より
- 第11条 入学を許可された者は、30日以内に、保護者(未成年の生徒については学校教育法(昭和22年 法律第26号)第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経 費を負担する者をいう。以下同じ。)が連署した誓約書及び住民票を校長に提出しなければなら ない。
  - 2 前項の保護者は、校長が特に必要と認めたときは、保証人を立てなければならない。この場合 においては、前項の誓約書には当該保証人が連署しなければならない。

# シ退学、休学、復学、修了

(休 学)

第 16 条 生徒が病気その他やむを得ない事由により、2月以上にわたり出席することができない場合は、あらかじめその期間を定めて、保護者連署の上、休学許可願を校長に提出しなければならな

い。ただし、病気により休学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 休学期間は1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認める場合は、休学期間を2年に至るまで延長することができる。

(復 学)

第17条 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者連署の上、復学許可願を提出しなければならない。ただし、病気により休学した生徒が復学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(退 学)

第18条 生徒が退学しようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に退学許可願を提出 しなければならない。ただし、病気により退学しようとするときは、医師の診断書を添えるもの とする。

(修了の認定)

- ※「単位の修得、進級・修了の認定に関する規程及び成績評価規程」より
- 第5条 校長は、専攻科の全課程の単位を修得したと認める者には、修了を認定する。
  - 2 前項の規定により修了を認定した者には、修了証書を授与する。

#### ス 成績考査

※「単位の修得、進級・修了の認定に関する規程及び成績評価規程」より (定期考査の実施)

第7条 定期考査は、各学期に1回、年間2回実施する。

第5章 学習評価

(評点と評価)

- 第9条 定期考査ごとに評点で学習成績の評価を行う。
  - 2 各定期考査の評点は、100点法で評価する。
  - 3 100 点法による評点を4段階評価に換算する場合は、次の基準によるものとし、C以上を合格とする。ただし、追認考査合格の場合はCの評価とする。

4段階評定	A	В	С	D
評 点	80 点以上	70 点以上	60 点以上	59 点以下

# セ 入学検定料、入学料、授業料及び実習費

(授業料等)

第22条 授業料、入学金および入学検定料は「秋田県立高等学校授業料等徴収条例」(昭和24年秋田 県条例第8号)の定めるところにより徴収する。

## ソ 教職員の組織

- 第4条 本校専攻科に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員その他必要な職員を置く。
  - 2 校長は校務を総括し、所属職員を監督する。
  - 3 教頭は校長を補佐し、校務を整理する。
  - 4 教職員の校務分掌は校長が別に定める。

# タ 賞罰

(表彰)

第19条 校長は学業、人物に優れ、他の模範となるような生徒を表彰することができる。

#### (懲 戒)

- 第20条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。
  - 2 校長が行う懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
  - 3 訓告は、過去の言動を戒め、将来を諭すものとする。
  - 4 停学は、出席を停止するものとし、その期間は、1月以内または無期とする。
  - 5 第1項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
    - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
    - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
    - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
    - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

#### (物品の弁償)

第21条 生徒が学校の物品を損傷し、または紛失したときは、その情状により、これを弁償させることがある。